

議案第60号

つくば市の地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成25年6月12日

つくば市長 市原 健一

つくば市の地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

つくば市の地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年つくば市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

竹園第二地区地区整備計画区域	平成25年つくば市告示第181号に定める研究学園都市計画竹園第二地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
----------------	---

別表第2に次のように加える。

竹園第二地区地区整備計画区域	竹園第二地区	(1) 長屋住宅，共同住宅，寄宿舍又は下宿 (2) 学校，図書館その他これらに類するもの (3) 神社，寺院，教会その他これらに類す
----------------	--------	--

		<p>るもの</p> <p>(4) 老人ホーム，保育所，身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(5) 公衆浴場</p> <p>(6) 診療所</p> <p>(7) 老人福祉センター，児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>(8) 店舗，飲食店その他これらに類する用途に供するもの（建築基準法施行令第130条の3に規定するものを除く。）</p> <p>(9) 自動車車庫（住宅に附属するものを除く。）</p>
--	--	--

別表第4に次のように加える。

竹園第二地区地区整備計画区域	竹園第二地区	200平方メートル
----------------	--------	-----------

別表第5に次のように加える。

竹園第二地区地区整備計画区域	竹園第二地区	<p>(1) 建築物の外壁等の面から前面道路の境界線までの距離は，2メートル</p> <p>(2) 建築物の外壁等の面から隣地との境界線までの距離は，1.5メートル</p> <p>(3) 建築物の外壁等</p>	<p>(1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下の建築物又は建築物の部分</p> <p>(2) 物置その他これに類する用途に供する建築物又は建築物の部分であつ</p>
----------------	--------	---	---

		の面から前面道路のすみ切り部分の境界線までの距離は、0.5メートル	て、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内のもの
--	--	-----------------------------------	--

別表第6に次のように加える。

竹園第二地区地区整備計画区域	竹園第二地区	12メートル	
----------------	--------	--------	--

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。